

北海道税理士会研修実施要領

1 趣旨

この実施要領は、北海道税理士会（以下「本会」という。）が実施する研修会の運営について定めるものである。

2 対象者

この実施要領による研修会は、原則として本会の税理士である会員（以下「税理士会員」という。）を受講の対象者とする。

3 運営

実施する研修の時間数は、1科目につき1時間以上を基準とする。その他、運営について、実施の案内及び会場等の手配について、税理士会員の積極的な参加が得られるようにする。

4 講師

講師は、本会の税理士会員または大学教授等の学識経験者（以下「学識経験者等」という。）を招請する。

5 費用負担等

研修の実施にかかる費用は、本会が負担する。また、本会は受講する税理士会員にその費用の一部を負担させることができる。

6 講師の謝金及び旅費の支給

講師の謝金及び旅費の支払基準は、次のとおりとする。ただし、本会の税理士である会員以外の学識経験者等を講師としたときは、日本税理士会連合会が定める全国統一研修会実施要領における支払基準を準用する。

(1) 講師の謝金

1時間につき30,000円（消費税別）を基準とする。

(2) 旅 費

本会の旅費規程を準用する。

7 研修の資料等

研修の資料等について、原則として主催者が準備する。

8 その他

研修の実施に際し、この要領に定めのない事項については、指導研修部の協議により取り扱う。

9 要領の改廃

この要領を改廃しようとするときは、常務理事会の議を経なければならない。

附 則（平成20年12月1日制定）

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日一部改正）

この改正要領は、平成27年4月1日から施行する。